

令和6年能登半島地震に係る市税納期限等の延長後の期限 の決定について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

豊橋市では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震による被災状況を踏まえ、豊橋市市税条例第10条第1項の規定に基づき、「富山県又は石川県に住所等を有する納税義務者等」に係る市税の申告・納付等の期限のうち、令和6年1月1日以降に到来する期限について、当面の間延長する措置を講じましたが、この度、令和7年9月30日付け豊橋市告示第293号により、石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町について以下の表のとおり延長後の期限を定めましたのでお知らせします。

対象となる納税義務者及び税目

■個人市民税(普通徴収)

納期	延長前の納期限	延長後の納期限
令和5年度第4期	令和6年1月31日	令和7年10月31日
令和6年度第1期	令和6年7月1日	令和7年10月31日
令和6年度第2期	令和6年9月2日	令和7年10月31日
令和6年度第3期	令和6年10月31日	令和7年10月31日
令和6年度第4期	令和7年1月31日	令和7年10月31日
令和7年度第1期	令和7年6月30日	令和7年10月31日
令和7年度第2期	令和7年9月1日	令和7年10月31日
令和7年度第3期	令和7年10月31日	令和7年10月31日(変更はありません)

■固定資産税及び都市計画税

納期	延長前の納期限	延長後の納期限
令和5年度第4期	令和6年2月29日	令和7年10月31日
令和6年度第1期	令和6年5月31日	令和7年10月31日
令和6年度第2期	令和6年7月31日	令和7年10月31日
令和6年度第3期	令和7年1月6日	令和7年10月31日
令和6年度第4期	令和7年2月28日	令和7年10月31日
令和7年度第1期	令和7年6月2日	令和7年10月31日
令和7年度第2期	令和7年7月31日	令和7年10月31日
令和7年度第3期	令和8年1月5日	令和8年1月5日(変更はありません)

■軽自動車税

納期	延長前の納期限	延長後の納期限
令和 6 年度全期	令和 6 年 5 月 31 日	令和 7 年 10 月 31 日
令和 7 年度全期	令和 7 年 6 月 2 日	令和 7 年 10 月 31 日

■上記以外

延長前の納期限	延長後の納期限
令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 10 月 30 日までの間に到来するもの	令和 7 年 10 月 31 日

お問い合わせ先一覧

お問い合わせの内容	担当課	電話番号(直通)
個人市民税について	市民税課	0532-51-2200
固定資産税及び都市計画税について	資産税課	0532-51-2215
軽自動車税について	資産税課	0532-51-2210
市税の納付について	納税課	0532-51-2234

お問い合わせ先

財務部 市民税課

所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地 (豊橋市役所 西館 2 階)

電話番号/0532-51-2205 E-mail/ shiminzei@city.toyohashi.lg.jp